

まちなみ通信 第49号



「朝日まちなみプラン」を住民の皆さんにより身近に感じていただくため、プランに基づく町や地域の皆さんの動きを「まちなみ通信」として紹介します。

「第1回 空き家でこんなこと交流会」を開催します！

朝日まちなみプランの一環として昨年12月に開催した「空き家で創業セミナー」は大盛況となり、意欲ある方々が繋がる場となりました。今年度は、空き家で「こんなことをしたい!」という方々が「繋がる場」ということによりフォーカスし、継続的に交流会を開催していく予定です。第1回目は右記の通り開催しますのでご関心のある方はぜひご参加ください。

日時 6月30日(日) 14時から(2時間程度)
場所 町内の空き家
内容 講師からの話題提供、参加者有志によるやりたいこと等のプレゼンテーション、参加者と講師を交えての交流等
講師 武田経営研究所 武田 秀一氏
対象 空き家で何かやりたい人、空き家活用に興味がある人、空家所有者
定員 20名程度(申込多数の場合抽選となる場合があります)
申込 QRコードよりお申込みいただくか、産業建設課までご連絡ください(締切:6月20日)
問い合わせ先 TEL 377-5658



適正な空家の管理をお願いします

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。これにより、窓や壁が破損しているなど管理が不十分な状態にある「管理不全空家」は、適切に管理せず放置すると将来的に固定資産税の軽減措置が受けられなくなる可能性があります。そのほかにも、空家の管理不全は建物の劣化を進め、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。

建物の価値を保つために、日ごろから定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は近隣の工務店などに依頼しましょう。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

リスク① 建物が劣化します



リスク② 防災面・防犯面のリスクが高まります

- ・強風等による屋根や外壁材等の落下・飛散のおそれ
- ・老朽化による倒壊のおそれ
- ・放火等による火災のおそれ
- ・不審者の侵入や空き巣のおそれ
- ・ゴミの放置や投棄のおそれ

リスク③ 周辺にも影響が及びます

- ・地域の防災性、防犯性の低下
- ・景観への悪影響
- ・空家の増加の誘発
- ・地域の資産価値の低下

空き地の管理を徹底しましょう

空き地は、その所有者又は管理者が管理しなければなりません。しかし、きちんと管理されていない空き地は、近隣住民の方々への迷惑となります。

◆空き地の管理は草刈りが基本です

あなたの空き地の雑草は伸びていませんか？雑草が生い茂ると、土地の維持管理に支障が出てくるばかりか、周辺の方に大変な迷惑がかかる場合があります。

空き地に雑草が生い茂ると…

- ごみの不法投棄の温床になります
雑草が生い茂っている場所は、不法投棄が多発する傾向にあります。
- 交通事故や犯罪の発生誘因になります
交差点など角地では見通しが悪くなり、交通事故につながります。また、見通しが悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因になります。
- 害虫や悪臭が発生します
蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生します。
- 火災の危険性が高まります
特に秋から冬の乾燥する時季には、生い茂った枯草が燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。
- 景観を損ねます



◆空き地所有者の皆さんへ

雑草は5月に入ると成長が始まり、梅雨の時季にその勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。雑草が生えている空き地の所有者の方は、雑草が生い茂るまでに除草していただくようお願いいたします。刈り取った草につきましても、そのままにされますと風などの影響で草が飛散し、近隣住民へ迷惑がかかることにもなり兼ねませんので、その撤去も併せてお願いします。

- 環境クリーンセンターでは、刈り取った草・剪定枝を無料で受入れています。(平日9時~12時、13時~16時)
- ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を依頼してください。



除草前



除草後

問い合わせ先
防災環境課 TEL 377-5610